

違反事業者及び課徴金額一覧（特定翔設計大規模修繕工事）

番号	違反事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金減免制度の適用		
				課徴金額		申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率
1	株式会社伊勝 (7020001016607)	横浜市鶴見区生麦一丁目5番3号	代表取締役 田邊 彰彦	○ 3億1751万円	30%	10%	20%
2	株式会社富士防 (7021001041025)	神奈川県横須賀市森崎一丁目19番18号	代表取締役 岡田 成煥	○ 1億3074万円	30%	10%	20%
3	ヤシマ工業株式会社 (9011301007179)	東京都中野区新井二丁目10番11号	代表取締役 西松 みずき	○ 5349万円	—	—	—
4	株式会社長谷工リフォーム (1010401081240)	東京都港区芝二丁目6番1号	代表取締役 星野 竜緒	○ 5289万円	25%	5%	20%
5	株式会社大京穴吹建設 (8011001096440)	高松市藤塚町一丁目11番22号	代表取締役 大平 幸司	○ 4397万円	—	—	—
6	株式会社シミズ・ビルライフケア (2010001143282)	東京都中央区京橋二丁目10番2号	代表取締役 高橋 剛	○ 2523万円	25%	5%	20%
7	株式会社大和 (3020001027459)	横浜市中区港町六丁目28番地	代表取締役 佐藤 正道	○ 1404万円	25%	5%	20%
8	株式会社日装・ツツミワークス ^(注5) (1013301030275)	東京都豊島区東池袋三丁目4番3号NBF池袋イースト14F	代表取締役 堤 崇	○ 1316万円	—	—	—
9	株式会社ティーエスケー (4040001017911)	千葉県船橋市高瀬町31番3号	代表取締役 新倉 武志	○ 1075万円	—	—	—
10	シンヨー株式会社 (9020001073191)	川崎市川崎区大川町8番6号	代表取締役 岩井 邦夫	○ 933万円	30%	10%	20%
11	株式会社サカクラ (7020001002920)	横浜市磯子区岡村七丁目35番の16	代表取締役 坂倉 徹	○ 792万円	—	—	—
12	ヤマギシリフォーム工業株式会社 (7010601055575)	東京都品川区東品川一丁目2番5号	代表取締役 磯部 武秀	○ 754万円	—	—	—
13	株式会社NAKAMURA ^(注6) (5010701007271)	東京都品川区上大崎三丁目6番4号	代表取締役 中村 弘二	○ 673万円	—	—	—
14	ダイワテック株式会社 (9120001010424)	大阪市東住吉区住道矢田八丁目13番26号	代表取締役 神農 泰正	○ 664万円	—	—	—
15	株式会社イワサ・アンド・エムズ (8010001007317)	東京都文京区湯島二丁目21番17号	代表取締役 増田 聡明	○ 627万円	—	—	—
16	日本ハウズイング株式会社 ^(注7) (9010403031970)	東京都新宿区新宿一丁目31番12号	代表取締役 奥田 実	○ 518万円	—	—	—
17	株式会社セラフ榎本 (4030001073996)	埼玉県川口市芝中田二丁目34番16号	代表取締役 榎本 修	○ 492万円	25%	5%	20%
18	株式会社翔設計 (7011001028717)	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番15号	代表取締役 貴船 美彦	○ —	—	—	—
19	株式会社YKK APラクシー (1040001037227)	千葉県松戸市東松戸三丁目7番地の21	代表取締役 宮崎 省吾	— —	免除	免除	—
20	日本ハウズイング株式会社 ^(注7)			— —	—	—	—
違反事業者数				20社			
排除措置命令の対象事業者数				18社			
課徴金納付命令の対象事業者数				17社			
課徴金額(総額)				7億1631万円			

(注1) 表中「排除措置命令」欄の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中「排除措置命令」欄及び「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象事業者でないことを示している。

(注3) 表中「課徴金減免制度の適用」欄及び「申請順位に応じた減免率」欄の「—」は、その事業者が課徴金減免制度の適用事業者でないことを示している。

（注４）表中「事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率」欄の「－」は、その事業者が調査協力減算制度の適用事業者でないことを示している。

（注５）株式会社日装・ツツミワークスは、令和５年５月１日、商号を株式会社ツツミワークスから現商号に変更した者である。

（注６）株式会社NAKAMURAは、令和７年９月１日、商号を株式会社中村塗装店から現商号に変更した者である。

（注７）番号１６の日本ハウズイング株式会社は、令和７年３月１日に番号２０の日本ハウズイング株式会社（以下「旧日本ハウズイング」という。）を吸収合併した者である。このため、旧日本ハウズイングがした違反行為については番号１６の日本ハウズイング株式会社が行ったものとして同社に課徴金の納付を命じている。